

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から同年9月まで

20歳になった時、国民年金に加入し、納付書によりA市B区役所の担当窓口又は金融機関で国民年金保険料を納付し、自分で納付に行けない場合は母に頼んで納付してもらっていた。確かに毎月納付していた記憶があり、納付漏れがあるはずがないのに、社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き、未納期間は無く、保険料の免除手続を複数回、適切に行っていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市B区役所の担当窓口又は金融機関において納付したと申し立てているところ、申立期間当時、同区役所の担当窓口において保険料の収納が行われていたこと、及び金融機関での納付が可能であったことが確認できる。

さらに、申立人の国民年金への加入及び保険料納付に関する記憶は具体的である上、申立人が納付したとする国民年金保険料の月額、申立期間当時の保険料月額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から同年 6 月まで

私は、昭和 59 年 2 月に会社を退職したが、1 年間ほどは国民年金に加入しなければならないことを知らず加入しなかった。その後、A 町役場で、会社を辞めた時から国民年金の強制加入になるから加入するように勧められ、国民年金に加入し、未納となっていた期間について全納した。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 町（現在は、B 市）で国民年金に加入し、保険料が未納となっている期間についてはすべて納付したと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 11 月に払い出されており、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することができる期間である上、申立期間は 4 か月と短期間である。

また、A 町の国民年金被保険者名簿では、昭和 59 年 7 月から 60 年 2 月までの期間について国民年金の納付は「不要」と記載されているにもかかわらず、同町の国民年金納付記録カードでは、当該期間は過年度納付と記録されているなど、行政側の記録管理に不備がうかがえる。

さらに、申立人が供述している納付額は、国民年金手帳記号番号の払出時点で国民年金保険料が未納とされる昭和 59 年 3 月から 60 年 9 月までの期間の保険料総額にほぼ見合う額である上、申立人は、申立期間以降は 17 年にわたり国民年金保険料の未納はなく、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 50 年 3 月まで

私は、独身の時は厚生年金保険に加入していたが、退職後の昭和 49 年 4 月に結婚してからは国民年金に加入した。夫と自営業を営んでおり、税金や国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を A 市役所において一緒に納付していた。

夫の国民年金保険料が納付になっているのに、私の申立期間の国民年金保険料が未納の記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は夫が夫婦二人分を A 市役所において納付したと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 9 月 18 日に払い出されていることが確認でき、申立期間は過年度納付により国民年金保険料を納付することができる期間である。

また、申立人の夫の「50 年分の所得税の確定申告書」には、社会保険料控除の「社会保険の種類」欄に「年金 2 名」、及び「支払保険料」欄に納付金額が記載されていることが確認でき、この金額は昭和 50 年の二人分の国民年金保険料額と一致することから、申立人は申立期間のうち同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年 3 月から同年 12 月までの期間については、申立人の夫の「49 年分の所得税の確定申告書」には、社会保険料控除の「社会保険の種類」欄に「2 ヶ年分」、及び「支払保険料」欄に納付金額が記載されていることが確認でき、この金額は、48 年及び 49 年の一人分の国民年

金保険料額と一致することから、当該国民年金保険料は、社会保険庁の記録により納付記録が確認できる夫の国民年金保険料であると推認され、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものとは考えにくい。

このほか、申立人が申立期間のうち昭和 49 年 3 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 48 年 8 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を保管しているにもかかわらず、納付記録が認められず、国民年金保険料は還付されているものと判断されるとの回答であった。

国民年金保険料を還付され、受領した記憶は無いし、納付を裏付ける領収書も保管しているので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料納付書兼領収書により、申立期間の国民年金保険料を昭和 48 年 9 月 3 日に郵便局で過年度納付していることが確認できる。

また、A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間のうち、昭和 46 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を還付したとする記録が確認できるものの、還付金額及び還付決定日についての記録は確認できず、申立期間のうち、46 年 7 月から 48 年 4 月までの期間については、社会保険庁の記録上、強制加入被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、当該期間の国民年金保険料を申立人に還付すべき合理的な理由も見当たらない。

さらに、申立期間のうち昭和 48 年 5 月から同年 8 月までの期間については、申立人が婚姻し、その夫が厚生年金保険に加入していたことによる任意加入期間であり、制度上、さかのぼって被保険者となり得ず、保険料を納付できない期間となるものの、当該期間の国民年金保険料相当額を還付された事実は認められないことから、申立人が当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、被保険者となり得ないことを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を平成10年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月31日から10年1月1日まで

私は、昭和49年4月にA社に入社し、平成16年7月の早期退職まで継続して勤務していた。申立期間は同社B本社から同社C支店に異動した時期である。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成10年1月の給与明細書及びA社が保管する人事記録(発令歴)により、申立人は、A社に継続して勤務し(平成10年1月1日にA社B本社から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した平成10年1月の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「根拠となる資料等が無いので不明である。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成10年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを9年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から同年11月1日まで

C社の関連会社であるA社からD社に異動した時の厚生年金保険の加入記録が1か月無い。

これらの事業所に継続して勤務しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の回答、及び同社が発行した在籍証明書並びに公共職業安定所の申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立事業所及びその関連事業所に継続して勤務し（昭和46年11月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年9月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「根拠となる資料等が無いので不明である。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和46年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成3年4月から同年9月までは20万円、同年10月から4年9月までは22万円、同年10月から5年1月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年2月28日まで

社会保険庁の記録では、平成元年11月から勤務したA社において、3年4月1日以降の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時の実際の給与額は20万円から30万円ぐらいであった。標準報酬月額の記録を実際の給与額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録（被保険者資格記録照会回答票）では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成3年4月から同年9月までは20万円、同年10月から4年9月までは22万円、同年10月から5年1月までは30万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年2月28日）の後の5年4月7日付けで、申立人を含む7人の標準報酬月額が3年4月1日にさかのぼって訂正され、申立人については9万8,000円に引き下げられているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年4月から同年9月までは20万円、同年10月から4年9月までは22万円、同年10月から5年1月までは30万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 21 年 4 月 4 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、22 年 6 月 1 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 23 年 8 月 1 日まで

昭和 21 年 4 月 1 日に A 社 B 支店 C 事務所に入社し、58 年 12 月 14 日に D 社 E 工業所を退職するまで途中の中断は無く、全期間を厚生年金保険被保険者として勤務してきた。

社会保険事務所に照会したところ、昭和 21 年 4 月 4 日を被保険者資格取得日とする届出が行われたが、後に同取得日にさかのぼって取り消されているとの回答があり、心外に思っている。

聞くとところによると、A 社の前職歴がある者には同社での被保険者記録があり、初めて同社に入社した者についてはいったん取得した被保険者資格がさかのぼって取り消されていると思われる。同じ条件で勤務しているにもかかわらず、このような差別は言語道断であり、絶対に認められない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 21 年 4 月 1 日に A 社 B 支店 C 事務所に入社し、24 年 8 月まで継続して勤務していたとしているところ、申立人の鮮明な記憶及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間に当該事業所に勤務していたものと認められる。

また、当該事業所の事務担当者は、自身が昭和 22 年 6 月に配置換えとなるまでは、すべての従業員について給与から厚生年金保険料を控除してい

たと供述している。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社B支店C事務所における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和21年4月4日と記録されているが、当該記録は、同日を被保険者資格取得日とする旨の届出が、届出年は確認できないものの7月7日に行われたことが確認できるところ、同時期に取得した同僚5人においても、同様の処理がなされ、その後、上記全員の被保険者資格がそれぞれの取得日にさかのぼって取り消されていること、及び結果として申立人の申立期間に係る被保険者記録が無いことが確認できる。このことについて、社会保険事務所は、申立人に係る被保険者資格取得取消処理の理由及び時期は不明としており、社会保険事務所が当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、被保険者資格取得が取り消されている同僚5人のうちの一人を含む複数の同僚の旧厚生年金保険被保険者台帳には事実とは異なる記録が記載され、被保険者名簿及びオンライン記録との相違等不備が散見され、申立期間当時、社会保険事務所において適切な記録管理が行われていなかったものと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人に係る被保険者資格取得の取消しは、有効な処理とは認められず、申立人の被保険者資格取得日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和21年4月4日であると認められ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった22年6月1日に、申立人が被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったものと認められる。

また、昭和21年4月から22年5月までの標準報酬月額については、訂正処理前の社会保険事務所の記録から600円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和22年6月1日から23年8月1日までの期間については、申立人及び複数の同僚の供述から、申立人が当該事業所に継続して勤務（昭和22年4月14日に公布された関係法律により、同年6月2日にA社からF公団に改組）していたことは認められるものの、社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは22年6月1日であることが確認できるとともに、F公団G支団H支部が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立人が被保険者資格を取得している23年8月1日であり、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するF公団G支団H支部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記憶している同僚のうち、同支部で被保険者資格を取得している者の取得年月日は、いずれも申立人と同日の

昭和 23 年 8 月 1 日であることが確認でき、申立人の給与計算や保険料控除を行っていたとする事務担当者は、F 公団 G 支団 H 支部となった時点で仕事内容が変わったとしており、当該事業所が F 公団 G 支団 H 支部となった 22 年 6 月以降については、保険料控除に係る明確な供述は得られない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡しているため、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立期間のうち、昭和 22 年 6 月 1 日から 23 年 8 月 1 日までの期間において、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 22 年 6 月 1 日から 23 年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録（昭和46年3月13日）、及び資格取得日に係る記録（昭和47年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年3月から同年9月までは6万円、同年10月から47年10月までは7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月13日から47年11月1日まで

私は、A社B支店に昭和36年11月1日に入社し、平成11年11月13日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が空白となっている。継続して勤務していたことは明らかなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社が保管する社員名簿、C健康保険組合の加入記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人が、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において、A社B支店の元支店長は、「申立人は、勤務形態に変更は無く欠勤することもなかった。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年2月及び同職種である同僚の社会保険事務所の記録から判断すると、同年3月から同年9月までは6万円、同年10月から47年10月までは7万

2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が、申立人に係る資格喪失届及び同取得届を提出していないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月から47年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月21日から同年4月1日まで

A社C製造所から、同社B事業所へ異動となった際に厚生年金保険被保険者記録が1か月空白になった。給与は1か月の漏れもなく支給されており、厚生年金保険料も控除されていたはずであるから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、A社本社の回答及び同社が保管している人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年3月21日にA社C製造所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和45年4月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出に関し、「当社のC製造所とB事業所のその当時の転勤に伴う事務手続の行き違いではないかと思われるが、根拠となる資料が無い。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 1302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月22日から同年2月1日まで

昭和48年2月1日付けで、A社B工場から同社C支店に転勤したが、厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、同社B工場の厚生年金保険の被保険者資格が同年1月22日に喪失されているため、1か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答であった。保険料を控除されていたと思われるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びA社が保管する人事記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和48年2月1日にA社B工場から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和47年12月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月21日から同年2月3日まで

昭和34年3月8日にA社に入社後、平成8年5月31日に定年退職するまで、37年間継続して勤務したのは間違いなく、厚生年金保険の記録に空白の期間が生じることはありえない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年1月21日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和39年2月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る保険料について「納付されたものと推定する。」と回答しているが、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和19年10月1日）及び資格取得日（昭和22年9月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を昭和19年10月から20年1月までは60円、同年2月から21年3月までは80円、同年4月から22年5月までは150円、同年6月から同年8月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当該事業所に入社し、途中、召集により休職していた期間があるが、定年退職するまで継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の在籍証明書及び履歴書等により、申立人は、昭和19年6月1日に同社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間を含め、47年5月1日まで同事業所に継続して勤務していたものと認められる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、資格喪失日欄には「19.10.1」と記載され、その右の備考欄には「○で囲んだ『郵』」の記録が確認できるものの、同名簿の表紙には、「19.10.1、○で囲んだ『郵』」の記録について、「19.10.1から団体郵便年金に加入の為、厚年を喪失ということ（22.9.1まで）」との説明書きの記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する団体郵便年金制度と厚生年金保険法と

の関係に係る資料等によれば、団体郵便年金加入者については、労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金の厚生年金保険法への移管」、「団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険法の適用除外」及び「適用除外者に対する被保険者期間の加算」という三つの調整が行われており、また、旧台帳等に団体郵便年金加入の表示がある場合は、昭和 22 年 9 月 1 日を限度として、厚生年金保険の被保険者期間と認めることとされていることが確認できる。このことについて、社会保険庁は、当該資料に基づき、これらの調整が行われており、当該制度及び厚生年金保険法において、問題無く処理されるものである旨を回答している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む多数の者に「○で囲んだ『郵』」の記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 19 年 9 月及び 22 年 9 月の社会保険事務所の記録並びに同僚の記録から、19 年 10 月から 20 年 1 月までは 60 円、同年 2 月から 21 年 3 月までは 80 円、同年 4 月から 22 年 5 月までは 150 円、同年 6 月から同年 8 月までは 600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 50 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 6 月 30 日まで
社会保険事務所職員の訪問により、A社に事業主として勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が 50 万円から 12 万 6,000 円に訂正されていることが分かった。
実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する 50 万円と記録していたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 7 年 8 月 31 日）の後の平成 7 年 11 月 10 日付けで、申立期間における標準報酬月額が 6 年 10 月 1 日にさかのぼって 12 万 6,000 円に引き下げられている。

また、社会保険事務所の記録によれば、平成 6 年 10 月 1 日現在の当該事業所における厚生年金保険被保険者数は 4 人であるが、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているのは申立人のみであることが確認できる。

さらに、申立人は代表取締役であるが、申立期間当時、当該事業所に勤務していた従業員は、「申立人は営業畑出身であるため、社会保険等の事務手続には関与しておらず、すべての社会保険事務手続は当時の事務担当者一人で行っていた。」と供述している上、社会保険事務所が保管する滞納処分票によれば、申立期間当時、厚生年金保険料の納付方法や「健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届」の手続など、社会保険事務所との対応はすべて当時の事務担当者が自身の判断で事業主に報告せずに行っている記載があることを踏まえる

と、申立人は標準報酬月額の見直し等には関与していなかったことが確認できる。

なお、社会保険事務所に保管する当該事業所に係る滞納処分票によれば、申立期間のうち、平成6年10月を除く同年11月から7年5月までの期間については、申立人の見直し前の標準報酬月額（50万円）を基に算出した厚生年金保険料を完納していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録見直しがあったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年9月から同年12月までの期間、4年2月から同年5月までの期間、同年7月、同年9月から同年12月までの期間、5年3月及び同年4月、同年6月及び同年9月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は34万円、4年2月は30万円、同年3月から同年5月までの期間は34万円、同年7月は34万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は30万円、5年3月は32万円、同年4月は28万円、同年6月は32万円、同年9月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年5月から5年11月まで

社会保険庁の記録では、申立期間における標準報酬月額が、A社の給与支払明細書に基づく報酬月額及び厚生年金保険料控除額と異なっていると思われるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支

払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成3年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は34万円、4年2月は30万円、同年3月から同年5月までの期間は34万円、同年7月は34万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は30万円、5年3月は32万円、同年4月は28万円、同年6月は32万円、同年9月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は、関係資料等を保存しておらず確認することができないとしているが、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成3年9月から5年11月までの期間において長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月26日から同年11月4日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C支店に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びB社が提出した申立人に係る社員台帳の記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年10月26日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和39年11月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当時の関係資料は保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年1月まで

私は、20歳になった時にA町で国民年金に加入し、自分で町内の銀行で、国民年金保険料を1か月ごとに納付したにもかかわらず、申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

私が申立期間の保険料を納付したことを示す当時の関係書類は無いが、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は国民年金第3号被保険者制度が創設されたことに伴い、昭和61年4月1日付けで新規に国民年金第3号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

また、A町役場が保管する国民年金被保険者名簿、生年月日順見出カード及び世帯別50音順台帳のいずれにも申立人の氏名は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者の供述も得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年4月まで

私は、申立期間当時、A市B区に住んでいたが、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したはずである。結婚前に私と同様に同市B区に住んでいた同世代の私の妻が、国民年金手帳を所持しており、当該期間の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納の記録となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は、平成2年2月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

また、申立人の妻の国民年金保険料の納付状況を示す国民年金被保険者名簿はA市B区役所に保管されているが、申立人の被保険者名簿は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1533

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から53年3月まで

昭和51年か52年ごろ、私は、父と一緒にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、父は、私が20歳の時からの国民年金保険料を同市B区役所で一括して納付したので、申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年か52年ごろ、父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、51年及び52年は、特例納付が実施されていた期間ではない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月24日に払い出されていることが確認でき、この時点は、第3回特例納付の実施期間内（昭和53年7月から55年6月までの期間）であるが、申立人の父親が一括納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料を特例納付するのに必要な金額と大きく相違する。

さらに、A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、昭和55年6月27日に申立人に係る昭和53年度及び54年度の国民年金保険料が一括して過年度納付されていることが確認できるものの、申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡はうかがえない上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に参与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者の供述も得られないことから、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1534

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月から 62 年 3 月まで

私たち夫婦は、社会保険庁へ国民年金被保険者記録照会を行ったところ、国民年金の保険料を納付した記録がほとんど未納となっていた。昭和 54 年に A 市へ移り住んでからは同市の B 町、C 町、D 町、E 町の各町内会が集金して、同市へ納付する納税組織があったので、義父が国民年金の加入手続及び保険料を代わりに納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 1 月に A 市の職権により払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、57 年 9 月以前の期間は時効により納付できない期間である。

また、申立人夫婦が昭和 57 年 5 月から居住していた A 市 D 町の元納税組合長宅から、所属組合員の昭和 57 年度 4 半期別収納台帳が提出されているところ、同台帳によると、世帯主である申立人の夫の氏名は組合員名簿に記載され町内会費、水道料等の納付記録はあるものの、国民年金保険料については、4 半期のいずれにおいても納付された記録は確認できない。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿では、申立期間のうち職権適用された昭和 60 年 2 月以降の期間は、申立人夫婦共に未納とされている上、所属する納税組合が確認できないこと、及び同市の国民年金保険料納付状況一覧表においても、申立期間は未納とされていることなど、申立人夫婦の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の義父が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及

び保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、このほか、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月から 62 年 3 月まで

私たち夫婦は、社会保険庁へ国民年金被保険者記録照会を行ったところ、国民年金の保険料を納付した記録がほとんど未納扱いとなっていた。昭和 54 年に A 市へ移り住んでからは同市の B 町、C 町、D 町、E 町の各町内会が集金して、同市へ納付する納税組織があったので、父が国民年金の加入手続及び保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 1 月に A 市の職権により払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、57 年 9 月以前の期間は時効により納付できない期間である。

また、申立人夫婦が昭和 57 年 5 月から居住していた A 市 D 町の元納税組合長宅から、所属組合員の昭和 57 年度 4 半期別収納台帳が提出されているところ、同台帳によると、世帯主である申立人の氏名は組合員名簿に記載され町内会費、水道料等の納付記録はあるものの、国民年金保険料については、4 半期のいずれにおいても納付された記録は確認できない。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿では、申立期間のうち職権適用された昭和 60 年 2 月以降の期間は、申立人夫婦共に未納とされている上、所属する納税組合が確認できないこと、及び同市の国民年金保険料納付状況一覧表においても、申立期間は未納とされていることなど、申立人夫婦の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の父親が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及

び保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年6月から57年6月まで

昭和56年5月31日に、A社を退職した時、会社の総務の方とハローワークの失業保険担当の方から国民年金の加入を指示され、翌月、B市役所に行って加入手続をした。後日、納付書が送られてきたので、市役所内にあるC銀行の窓口で保険料を納付したのを憶えている。

当時は失業中であったが、失業保険を受給していたことから、国民年金保険の免除は申請せず、遅れることはあってもすべて納付した。

平成8年に自宅が火事になり、領収書等はすべて焼失した。

未納期間が13か月あることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年6月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により納付することができない期間である。

また、社会保険庁のオンライン記録では、昭和59年4月以降については現年度納付されているものの、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した58年7月から59年3月までの国民年金保険料は、時効直前となる60年10月12日に過年度納付されていることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から55年4月までの期間及び57年10月から平成4年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から55年4月まで
② 昭和57年10月から平成4年9月まで

昭和48年から55年の間に、私の自宅へ何度も国民年金の保険料を納付するようとの催促の電話があった。多分区役所の年配の女性であった。まとめて払えば金額も低くできると言われ、自分のお金を父に渡し納付してもらった。

また、昭和57年から平成4年の間に、A市B区の職場へ区役所の女性から何度も電話があり、払える金額でいいと言われたため、父にお金を渡し納付してもらった。

上記の期間の内、全部の国民年金保険料を納付したとは思っていない。ただ、催促されて、何年間分を2回くらいまとめて納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年ごろA市C区役所で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①については、時効により納付できない期間である。

また、申立期間②については、納付したとする時期、納付期間及び納付額等についての申立人の記憶は曖昧^{あいまい}なため納付状況等が不明であるとともに、当該期間のうち、昭和63年2月の婚姻後については申立人の妻も未納であること、及び平成3年4月から4年9月までの期間については申立人の国民年金保険料は申請免除されていることが確認できる。

さらに、申立人及びその父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、このほか申立人及びその

父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から47年2月まで
昭和43年10月6日から47年3月6日までの間、私は学生だったが、母が国民年金への加入手続をし、保険料を納付してくれていたような記憶がある。申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、同番号が導入された平成9年1月1日時点で申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者記号番号が当てられており、基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された記録及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事跡は見当たらず、基礎年金番号が導入された時点では、申立期間は時効により納付することができない期間である。

また、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、このほか申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料は、勤めていた病院が社会保険に加入しておらず、結婚して妻と子供の 3 人で暮らしていたので、保険が無い生活は考えられないため、A 市役所に行き、国民年金に加入し窓口で納付した。その後、離婚して当時のアパートを引き払ったため、書類は何も残っていないが、保険料を払ったのは憶えている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間直前の平成 13 年 3 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、申立期間直後の同年 7 月に同資格を再取得しているものの、上記記録及び申立人が申立期間当時居住していた A 市役所の国民年金被保険者名簿においては、申立人が国民年金に加入していた事跡は見当たらず、現在まで申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立期間に係る納付金額の記憶も曖昧であるなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月から45年12月まで
昭和45年2月にA協同組合（現在は、B協同組合）を退職し、同年2月28日に結婚した。

数年後、C町（現在は、D市）役場から連絡があったので、夫とともに国民年金の加入手続のために、C町役場に行き、空白期間が生じないように国民年金の加入手続をしたが、社会保険事務所の記録では、昭和46年1月1日に国民年金被保険者の資格を取得したことになっており、45年2月から同年12月までの期間は国民年金の未加入期間とされている。

また、加入の際に、自分と夫の未納とされていた期間の国民年金保険料として、十数万円を一括で納付したのに、保険料の未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年6月から45年1月までの期間については、申立人は、「A協同組合に勤務していた。」と供述しており、E共済組合の記録によると、同年2月1日に同共済組合員資格を喪失していることが確認できることから、当該期間は国民年金被保険者になることができなかつたものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和45年2月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の被保険者の記号番号の払出時期からみて、48年4月から6月ごろにその夫と連番で払い出されていることが推認でき、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳、D市役所が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記録から、申立人の国民年金被

保険者資格は 46 年 1 月 1 日にさかのぼって取得していることが確認できることから、国民年金の未加入期間とされ、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、上記の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及び社会保険事務所が保管する領収済報告書において、申立人が昭和 46 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を 50 年 12 月 17 日に特例納付していることは確認できるものの、申立期間に係る保険料を納付している形跡は見当たらず、ほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1541

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 8 月まで

昭和 55 年 3 月の会社退職時に、同社の総務担当者から国民年金に加入するよう助言を受け、時期ははっきりと記憶していないが、退職後、自分で A 市役所に行き国民年金の加入手続をした。

その後、市役所から納付書が送られてきたので、申立期間の国民年金保険料を 2 回ぐらいに分けて、納付書を添えて 1 回に 1 万数千円を A 市役所で納付した。

その当時、失業中であったので国民年金保険料の納付を負担に思いながら納めたことをはっきりと記憶している。国民年金手帳の交付を受けた記憶は無い。

申立期間が納付の記録になっていないことに納得がいかないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び A 市役所が保管する国民年金手帳記号番号払出整理簿において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、平成 13 年 3 月の国民年金保険料が同年 7 月 9 日に過年度納付されていること、及び同年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料が同年 7 月 24 日に納付されていることが確認できる上、申立人に係る申立期間を含む未納期間のすべての記録は、同年 6 月に追加されていることが確認できることを踏まえると、申立人は当該時期に初めて国民年金に加入したものと推認され、当該時期において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金の加入時期についての記憶が明確でなく、申立人が納付したとする国民年金保険料額についても申立期間の保険料額とは大きく相違するなど、国民年金への加入状況や保険料の納付状況の詳細は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1542

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から同年5月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、母が、「国民年金に加入し、保険料を納付しておいたから。」と言ってくれたことを記憶しているため回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡している上、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、申立人の国民年金への加入状況及び申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が国民年金に加入していたことを示す記録は確認できず、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1543

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 52 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

親に勧められ昭和 40 年 1 月ごろに国民年金へ加入し、申立期間のうち、43 年 3 月から 46 年 9 月分までの国民年金保険料は A 市で母が両親分と一緒に納付していた。また、同年 10 月から 52 年 3 月までの保険料は B 市 C 区において自分で集金人に納付していたので、未納の記録とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 43 年 3 月から 46 年 9 月までの期間については、申立人自身は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人が保険料を納付したと主張する母親は高齢のため供述を得ることはできず、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 43 年 6 月に結婚してから半年ぐらいは D 市に居住し、同市で二度失業保険を受給した記憶があると供述している上、B 市 C 区の住民票に「市民となった日 昭 45. 11. 16」の記載があり、申立人の D 市での居住期間及び申立人が B 市 C 区に住所変更してからの期間についても、申立人の母親が A 市において申立人の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間のうち、昭和 46 年 10 月から 52 年 3 月までの期間については、申立人は、B 市 C 区の自宅において自ら国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人自身が集金人から助言を受け 52 年 3 月に同市 C 区役所 E 出張所において年金手帳の住所変更を行ったと供述しており、社会保険庁の国民年金被保険者台帳にも「住所（B 市 C 区の住所）、変更年月日 52.3.7、旧管轄事務所 F、移管年月日 52.5.14」と記載があり、52 年 5 月に F 社会保険事務所から G 社会保険事務所に申立人の同台帳が移管されたことが確認できることから、同市 C 区における国民年金保険料の収納は、この時点から開始されたと考えるのが自然である。

また、A 市役所が保管する国民年金被保険者名簿の備考欄に「不在 市外転出 52.5.28 C 区へ」の記載、及び B 市 C 区役所が保管する国民年金被保険者名簿にも「S 52 年 3 月 7 日 A 市より転入」のほか、昭和 52 年 3 月で氏名変更、種別変更した記載が確認でき、申立人は住所変更に伴う国民年金に係る届出を適切に行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月10日から31年9月18日まで

ねんきん特別便の記録で判明したA社B事業所における厚生年金保険の被保険者期間について社会保険事務所に照会したところ、同社で勤務した期間の脱退手当金が支給済みとされていることが分かった。

私は、脱退手当金が支給されたとされる時期はC県に転居しており、脱退手当金の請求手続をした記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の被保険者記録が記載されているページ及びその前後7ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年9月18日の前後3年以内に同資格を喪失している申立人を含む24人の脱退手当金支給記録を確認したところ、12人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち7人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同僚の一人は、「退職時に会社から脱退手当金を受給するか否かを尋ねられ、受給する意思を伝えた。」と供述していることや、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づく事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給された旨及び支給額の記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年11月8日に

支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1309

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月から 30 年 7 月まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答があった。私は昭和 28 年 8 月から 30 年 7 月まで同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における同僚の名前、同社の事業内容及び勤務実態について具体的に供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できず、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える上、申立人は申立期間における当該事業所の従業員数は十数人であったと供述しているところ、申立期間において上記の被保険者名簿により確認できる被保険者数は6人であることから、当該事業所では、申立期間当時、従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在が不明であり供述を得ることができず、関連資料が無い上、申立人と同時期に勤務したすべての同僚も所在が不明であり供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申

立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月 7 日から同年 12 月 29 日まで
② 昭和 48 年 1 月 9 日から 49 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、勤務していたA社の昭和 47 年 8 月 7 日から同年 12 月 29 日までの期間及びB社の 48 年 1 月 9 日から 49 年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

A社に入社するまで勤務していたC社を退社した時には、自分で脱退手当金の受給を行った上で受給したが、申立期間については、脱退手当金を受給した記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人が脱退手当金の受給を認めている期間及び申立期間に係る複数の事業所名、その所在地及び勤務期間が記載されており、申立人の意思に基づき申立人が受給を認めている期間と申立期間を併せて脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の受給を認めている期間と申立期間を基礎として算出した脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、当該被保険者名簿には、昭和 49 年 3 月 8 日に申立人が脱退手当金の受給を認めている期間の厚生年金保険被保険者記号番号に重複整理された旨の記載がある上、上記の脱退手当金裁定請求書に記載されている社会保険事務

所名は、申立人が受給を認めている期間の事業所を管轄する社会保険事務所ではなく、脱退手当金の支給処理を行った申立期間における最終事業所を管轄する社会保険事務所であることを踏まえると、申立人は、脱退手当金の受給を認めている期間と併せて申立期間の脱退手当金を受給したものと認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 25 日から同年 9 月 4 日まで
② 昭和 37 年 11 月 26 日から 38 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 8 月 9 日から 44 年 7 月 30 日まで

社会保険事務所の記録では、昭和 36 年 3 月 25 日から 44 年 7 月 30 日までの間に勤務していた 3 事業所の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無い。

申立期間③に勤務していたA社の元役員に電話で尋ねてみたが、脱退手当金の請求手続は行っていないとのことであったし、同僚は同社の厚生年金保険被保険者期間も含めた期間の年金を受給している。

脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、同事業所に係る被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和44年12月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、当該被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を喪失した昭和44年7月30日前後の期間に同資格を喪失した女性被保険者のうち脱退手当金の支給記録を確認できる申立人を含む7人全員については、いずれも「脱」表示が記されているとともに、連絡が取れた複数の者からは脱退手当金を受給した記憶があるとの供述が得られている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 30 日から 45 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に事務担当職員として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び公共職業安定所の当該事業所に係る雇用保険被保険者記録では、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 44 年 12 月 30 日、雇用保険の離職日（雇用保険の離職日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日）は同年 12 月 29 日となっており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と雇用保険の離職日の翌日は一致している上、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、B社が保管する申立人に係る退職金計算書控えには、「退職年月日 昭和 44 年 12 月 29 日」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「退職届は年末付けで提出したが、年末は休日であったことから出勤していない。」と申し立てているものの、当時の経理、労務管理及び社会保険手続事務を担当していた責任者は、「会社は休日を退職日とすることはなく、退職日は当然休みの前日となる。有給休暇を退職時に消化させることはなく切り捨てていた。」と供述し、他の同僚は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、いつ退職したのか詳しいことは記憶に無い。」との供述しか得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保

除料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 47 年 8 月まで
私は、A社が経営していた「B店」で、申立期間に接客係の仕事をして
いたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録では、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

また、A社の事業主及び当該被保険者名簿に被保険者記録が確認できる複数の者は、「当社が『B店』という名称の事業所を経営していたことは無く、申立人が当社に勤務していたことを記憶していない。」と供述している上、申立期間当時の経理事務担当者は、「当時、申立ての名称の店舗は無かったものの、会社が営んでいた店舗においては接客係の職種の方は厚生年金保険に加入していないと思います。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、「B店の経営は、A社ではなく、『C社』ではないか。」

と申立内容を修正しているが、社会保険庁のオンライン記録（職歴審査照会回答票（事業所一覧））により、申立人が勤務していたとする申立事業所の所在地に「C社」の名称を有する厚生年金保険の適用事業所が認められるものの、申立事業所と業種が異なる上、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和51年10月1日であることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 52 年 1 月 31 日まで勤務していたので、私の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が同年 1 月 21 日と記録されているのは誤りである。同社を同年 1 月 31 日付けで退社したので、同年 2 月 1 日から国民年金に加入した。

昭和 52 年 1 月の給与明細書に記載されている労働日数から、同年 1 月 31 日まで勤務していたことは明らかであるので、同社での厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、昭和 52 年 1 月 31 日に当該事業所を退職したとしていることから、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格喪失の届出がなされた場合においては、同年 2 月 1 日以降に届けられるところ、社会保険事務所の記録により、申立人の当該事業所における資格喪失届出は同年 1 月 26 日に行われていることが確認できる。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人の当該事業所における離職日は昭和 52 年 1 月 20 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者記録と一致している。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立人と同時期に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、喪失日が1日でない（退職日が月末日でない）ことが確認できる複数の同僚及びこれら同僚が名前を挙げた当時の給与計算社会保険事務担当者へ照会したが、「会社と話し合って退職日

を決めたので、当該事業所における退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日とは一致している。」「退職日は本人が会社に申請するものである。私の記録は、退職日の翌日が厚生年金保険被保険者資格喪失日となっており、会社の届出手続は正しいと思う。」と供述し、B社も「月末日の退職を故意に20日退職として届け出ることには、社会保険等の届出上考えにくい。」と供述しているほか、申立期間当時の給与計算等担当部署責任者は、「従業員とは話し合いで、退職日をなるべく給与締め日（20日）に合わせてもらうようお願いしていた。引継ぎ等残務処理のため、退職後も出勤することはよくあることだった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所においては、退職した従業員が、後任者への業務引継ぎ等の関係で、資格喪失後も当該事業所に出勤していた事情がうかがえる。

加えて、申立期間に当該事業所に勤務していた根拠として申立人が提出した昭和52年1月の給与明細書に記載されている労働日数について、B社及び上記の給与計算社会保険事務担当者に確認したところ、「給与締め日は20日であり、給与明細書に記載されている労働日数及び時間外手当等は前月分の実績である。また、保険料は翌月控除であり、当該給与明細書に記載されている金額は、昭和51年12月の厚生年金保険料である。」とし、上記の給与計算等担当部署責任者は、「退職者の給与は、通常の支給日（25日）まで待たせるのではなく、なるべく早く手渡しできるように別に手計算をしていた。」と供述していることを踏まえると、給与締め日である20日に退職として取り扱っている従業員について、締め日以降の給与から保険料を控除していた事情はうかがえないほか、申立人は退職後に支給されたと思われる申立期間に係る給与明細書は所持していないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年ごろから 55 年 3 月 30 日まで
② 昭和 57 年 2 月 4 日から同年 8 月ごろまで

厚生年金保険加入記録を確認したところ、A社での被保険者資格取得日は昭和 55 年 3 月 30 日、被保険者資格喪失日は 57 年 2 月 4 日とされている。しかし、私は同社社長の紹介で 51 年ごろ入社し、運転士として 57 年 8 月ごろまで働いていたので、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

入社経緯等に関する申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日以前から勤務し、資格喪失日以降も勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和 55 年 3 月 30 日に被保険者資格を取得し、57 年 2 月 4 日に喪失したことは確認できるが、両申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない上、当該事業所の親会社であったとされるB社（現在は、C社）の同被保険者名簿においても申立人の被保険者記録は確認できない。

また、A社は、「申立人が勤務していたことは間違いないが、申立期間当時の関係資料等は無く、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険加入状況については不明である。」旨の供述をしており、申立人が名前を挙げた同僚二人、当該事業所の上記被保険者名簿から、昭和 51 年に被保険者資格を取得している同僚二人、申立人と同日に被保険者資格を取得している同僚3人、及び申立人が被保険者資格を喪失した後に被保険者資格を取得している同

僚3人に照会したものの、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な供述は得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、i) 上記の同僚の一人は、「私の被保険者資格取得年月日も申立人と同日の昭和55年3月30日とされているが、52年ぐらいに入社したと記憶している。また、退職時期についても、被保険者資格喪失年月日は56年3月1日とされているが、退職したのは資格喪失の5か月から7か月ぐらい後だったと思う。」旨の供述をしていること、ii) 申立人は「入社後、『社会保険加入は1年待ってくれ。』と言われた。」と供述していること、iii) 申立人は申立期間①には従業員の採用及び退職もあったと記憶していると供述しているが、上記の被保険者名簿により、当該事業所においては、申立人及び3人の同僚が被保険者資格を取得した昭和55年3月30日より前の約4年間に被保険者資格を取得した者がいないことが確認できること、iv) 申立人は57年8月ごろに当該事業所を退職したとしていることから、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格喪失の届出がなされた場合においては、同被保険者名簿に定時決定された同年10月からの標準報酬月額が記載されているところ、同被保険者名簿における申立人の「標準報酬月額の変せん」欄には記載が無いこと、v) 申立人及び複数の同僚が記憶している当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の被保険者数は一致しないことを踏まえると、事業主はすべての従業員を勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 40 年 2 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで継続して A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
申立期間当時、取締役を退任後、引き続き正社員として勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、B 社が提出した在籍証明書及び申立人が同事業所における同僚として名前を挙げた者の供述から判断すると、申立人が、同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険庁の記録により、申立人は昭和 40 年 2 月 1 日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成 10 年 5 月 29 日に同資格を喪失していること、及び同年 7 月 1 日に当該事業所の同資格を取得し、16 年 3 月 31 日に喪失していることが確認できるものの、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、C 厚生年金基金の記録によれば、申立人は当該事業所の取締役を退任した翌日の平成 10 年 5 月 29 日に同基金の加入員資格を喪失し、脱退一時金を受給していること、同年 7 月 1 日に同基金の加入員資格を再取得していることが確認できること、及び同基金は、「加入員が途中で同基金を脱退して一時金を受給し、同資格を再取得する場合は、給付事業所に対しては、厚生年金保険の加入期間には一時金を給付することはできないとして、加入員が脱退後 1 か月ぐらひは健康保険厚生年金保険への加入は行わないようお願いしてい

る。」と回答していることから、当該事業所では、申立人が同基金を脱退して直ちに健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった可能性がうかがえる。

さらに、B社の人事担当者は、「当時の関係資料は残っておらず、申立期間当時の人事総務責任者（現在は、同社役員）及び申立人の部下（現在は、同社役員）に確認したが、当時の厚生年金保険の適用状況等については分からない旨を供述している。」と回答している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 7 月 8 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真及び申立人の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、申立人が申立期間において勤務していたとするA社は、平成元年3月1日に新規に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の公共職業安定所の記録においても申立期間の雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、A社の事業主は「当時の関係資料は残っておらず、申立てに係る事実は確認できないが、申立期間当時は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同僚の連絡先が不明であり、ほかに申立人は当該事業所で同じ業務に従事していた同僚等の名前を記憶しておらず供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1318

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から10年6月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書により、申立人に対し、平成9年2月22日から同年12月12日までの期間について給与が支払われていることが確認できることから、当該期間において申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該給与明細書の保険料控除欄は空白となっているため、厚生年金保険料控除について確認できない上、当該事業所では、「申立人に係る給与明細書は保存しているが、外注労務費として支払ったものであり、正社員として雇用した記録は無い。当事業所においては、通常、3年間の仕事の実績を見た上で、正社員として雇用している。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた当時の採用面接担当者は、「申立人に係る記憶は無いが、当時、現場作業員の多くは、給与の手取額が少なくなることから、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 45 年 6 月 7 日から 49 年 2 月 9 日まで

申立期間①について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社において就職内定者（実習生）として技能作業に従事していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。同事業所において従事していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、B社C支店に勤務していた期間の標準報酬月額を見ると、昭和 46 年 8 月 1 日より前の標準報酬月額が低くなっているなどその変動が不自然であるので、再調査の上、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社において実習生として勤務していた者の供述及び申立人の供述内容から判断すると、申立期間において申立人が同事業所に実習生として勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該事業所では、「就職内定者である実習生については、厚生年金

保険の加入手続を行っておらず、当社の記録においても申立人の名前は確認できない。」と回答している上、申立期間当時の同事業所における実習生は、「申立人に係る記憶はあるが、実習生時の厚生年金保険の適用については分からない。私の場合も昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月の高等学校卒業までは実習生であったが、厚生年金保険の記録は、高等学校の卒業式終了後からとなっている。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に高等学校を卒業したと思われる 24 人の被保険者記録を確認したところ、昭和 40 年 2 月以前に被保険者資格を取得している者は確認できない上、申立人が同事業所における当時の実習生として名前を挙げた者二人の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同事業所では就職内定者（実習生）について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人の申立期間②における標準報酬月額について、社会保険事務所が保管する B 社 C 支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と社会保険庁の記録は一致している上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、D 連合会が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳においても、当該事業所における標準報酬月額は社会保険庁の記録と一致している。

さらに、当該事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日前後に被保険者資格を取得している 47 人について、資格取得時の標準報酬月額を確認したところ、うち 16 人は申立人と同額となっている上、昭和 46 年 8 月 1 日前後の標準報酬月額を比較したところ、47 人のうち 28 人は同日以降の標準報酬月額が引き上げられていることが確認できるなど、申立人の標準報酬月額のみが特に不自然である事情はうかがえない。

加えて、B 社では、「当時、在籍していた C 支店の退職者名簿は保存しているが、給与に関する資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月1日から同年9月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）における被保険者資格喪失日が昭和49年7月1日となっているとの回答があった。雇用保険被保険者記録では、同事業所における離職日は同年9月5日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の記録によれば、申立人のA社における雇用保険の離職日は昭和49年9月5日となっていることから、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は昭和49年7月1日となっており、B社が提出した厚生年金保険被保険者資格確認通知書においても、申立人の被保険者資格喪失日は同日となっている上、同資格確認通知書を社会保険事務所が同年7月9日付けで受け付けているスタンプ印が確認できる。

また、B社では、「申立人に係る厚生年金保険被保険者資格確認通知書は保存されていたが、雇用保険手続関係書類は保存されておらず、それぞれの記録が異なっている理由は分からない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人に聴取したところ、うち二人は、「申立人が事務員として勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務期間については記憶が無く、厚生年金保険の適用についても分からない。」、残りの一人は、「申立人に係る

記憶は無く、厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述していることから、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。